

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準（取消し、取消し又は停止）

（別表 1）

水道法	深谷市水道事業指定給水装置 工事事業者規程		該当事項	処分内容
	第 10 条	関連条項		
25 条の 11 第 1 項 第 1 号	1 号	第 4 条第 1 項	不正の手段により指定を受けたとき	取消し
25 条の 11 第 1 項 第 2 号	2 号	第 7 条第 1 号	事業者ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	取消し
		第 7 条第 2 号	深谷市水道事業指定給水装置工事事業者規程（以下工事事業者規程）第 7 条第 2 号で定める機械器具を有しなくなったとき	
			工事事業者規程第 7 条第 2 号で定める機械器具を有しなくなり、勧告しても是正しないとき	
		第 7 条第 3 号ア	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者	
		第 7 条第 3 号イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
		第 7 条第 3 号ウ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき	
		第 7 条第 3 号エ	指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者であることが判明したとき	
	第 7 条第 3 号オ	次に掲げる事由により、業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	取消し 又は停止	
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき			
	② 道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施工したとき			
③ 施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき				
④ 管理者の承認を受けないで工事を施工したとき				
⑤ 工事完成後管理者の検査を受けなかったとき				
⑥ その他給水装置工事手引書等に記載されている内容に違反したとき				
第 7 条第 3 号カ	法人であって、その役員のうち工事事業者規程第 7 条第 3 号アからオまでに該当する者がいることが判明したとき	取消し		
25 条の 11 第 1 項 第 3 号	3 号	第 9 条	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないとき 休止届、廃止届若しくは再開届を提出しないとき 虚偽の届け出をしたとき	取消し 又は停止

25条の 11第1項 第4号	4号	第14条	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき	取消し 又は停止
			給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うにあたり支障があるとき	
25条の 11第1項 第5号	5号	第15条 第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき	取消し 又は停止
		第15条 第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事させなかったとき	
		第15条 第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき ① 検査の改善指示に従わないとき ② 管理者に届けず断水工事を行ったとき	
		第15条 第4号	研修の機会を確保しなかったとき	
		第15条 第5号ア	水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置したとき	
		第15条 第5号イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	
		第15条 第6号	指名した給水装置工事主任技術者に施工させた給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	
25条の 11第1項 第6号	6号	第18条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき	
25条の 11第1項 第7号	7号	第19条	① 給水装置工事に関する報告（竣工書類）に完了日を経過して催告したにも関わらず提出しなかったとき	
		第10条（7）	② 資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告もしくは虚偽の資料の提出をしたとき	
25条の 11第1項 第8号	8号	第10条（8）	施工した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	

